

平成 24 年 4 月 2 日

男女共同参画局

専門調査会において出された意見の整理（未定稿）

(注 1) 前回（第 63 回）までに専門調査会において委員及び有識者から出された意見を男女共同参画局において整理したもの。

(注 2) 警察庁（第 58 回）及び法務省（第 61 回）における現状の取組は、意見の整理には含めていない。

1. 性犯罪への厳正な対処等

○ 強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方の検討

強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方について、さらに検討を進める。（論点の整理、性犯罪に対する強姦罪等の適用状況や告訴取消事由等の把握、諸外国における立法例の調査研究など）

○ 証拠の採取と保全のための取組の促進

証拠の採取と保全のための取組を促進するため、以下の対策を検討する。

- ・ 医療機関における、性犯罪被害の証拠の採取と保全のための取組の促進
- ・ 痴漢事犯における、証拠保全の重要性に配慮した初期対応の徹底

2. 被害者への支援・配慮等

○ ワンストップ支援センターの設置促進等支援体制の整備

性犯罪被害者が安心して相談を受けられるよう、以下の対策を検討する。

- ・ 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進（各都道府県に最低 1 か所の設置）
- ・ 地方公共団体における相談体制の充実（相談窓口の設置促進、ワンストップでの支援、相談窓口間の情報共有及び連携の促進、家事・育児支援などの日常生活支援など）
- ・ 性犯罪被害者を支援する公私の機関・団体と専門家（専門性の高い弁護士や看護師等）とのネットワークの構築

○ **捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減**

捜査・裁判手続等における負担の軽減のため、以下の対策を検討する。

- ・被害届や告訴の手続きにおける負担軽減（手続きの明快かつ容易な説明、被害地と居住地を管轄する警察署が異なる場合の支援など）
- ・事情聴取における負担軽減（回数を少なくする工夫、弁護士や支援員の付添い、医療機関との連携など）
- ・捜査における負担軽減（犯行再現の人形使用等性犯罪被害者の心情に配慮した捜査の実施、全ての性犯罪事件に女性警察官が対応できる体制の構築など）
- ・裁判手続における負担軽減（被害者保護制度（付添い、遮へい、ビデオリンクなど）の更なる活用、裁判員裁判における取扱いなど）
- ・被害者連絡制度等に基づく被害者に対する情報提供の徹底

○ **二次被害防止のための取組**

二次被害を防止するため、以下の対策を検討する。

- ・性犯罪被害者に対する事情聴取や尋問等に際して、性犯罪被害者の状況に十分配慮した対応を行うための関係者への研修の実施・充実（警察官、検察官、裁判官、弁護士など）
- ・性犯罪被害者に対する尋問において、被害と直接関係のない過去の性体験を取り上げないための取組

○ **医療機関における支援体制の整備等**

医療機関における支援を促進するため、以下の対策を検討する。

- ・性犯罪被害に関して専門性の高い医師・医療機関の育成（教育内容の充実・義務化、証拠採取・保全に関する研修、二次被害防止のための研修など）
- ・性犯罪被害に関する精神科医療の充実（保険診療の対象の拡大、認知行動療法を行う医療機関への財政的援助など）
- ・性犯罪被害に関して十分な治療・配慮等を行うことができる医療機関についての情報収集及び関係者による共有、公表
- ・医療機関における支援の充実（医療関係者による情報提供の充実、医療機関を受診しやすくなる職場環境の整備、裁判・調停手続に必要な医療関係書類の取得にかかる支援など）

○ **医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底等**

医療費の公費負担制度の統一的運用等のため、以下の対策を検討する。

- ・警察庁から都道府県警察に対する公費負担の運用が一律となる指導の実施（負担

の上限額、適用対象（被害届提出意思の有無、受診時の警察官立会いの要否、初診時のみか再診を含むか等）、支払方法（現物給付か償還払いかなど）

- ・性犯罪被害者が負担なく必要な治療を受けられるための公費負担の充実

○ 専門家の養成・活用の促進

性犯罪被害者支援の専門家の養成・活用の促進のため、以下の対策を検討する。

- ・性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等の育成・活用の促進
- ・性犯罪被害者が、被害直後から刑事手続・民事手続のあらゆる局面において、弁護士の支援を受けられるような取組の促進（弁護士の研修・認定・登録制度の設立、費用援助制度の設立・充実、調停・裁判手続の支援等の体制整備など）

3. 加害者に対する対策の推進

○ 総合的な再犯防止対策の推進

効果的かつ総合的な性犯罪者の再犯防止対策を推進する。（再犯防止措置制度と処遇プログラムとの相乗効果による、加害者の所在確認と再犯防止対策の強化など）

○ 配偶者間暴力の加害者更生プログラムの検討

配偶者間暴力の加害者に対する更生プログラムを検討する。（社会内でのプログラム、法律による義務付けなど）

4. 指導的立場の者による性犯罪の防止等

○ 教員など指導的立場の者による性犯罪の防止等

教員など指導的立場の者による性犯罪の防止等のため、以下の対策を検討する。

- ・学校等における性犯罪被害の実態の把握
- ・指導的立場の者に対する性犯罪被害等に関する研修の実施
- ・被害が発生した場合における事実関係の調査や支援等への第三者の関与等
- ・被害者が児童・生徒の場合の学習等を含めた被害者の状況に十分配慮した支援

5. 啓発活動の推進

○ マスメディアによる効果的な広報の充実

マスメディアに対して適切な情報提供を行い、マスメディアを通じて性犯罪被害

者が支援を受けるための効果的で的確な広報がなされるように努める。また、性犯罪被害者支援のための国民に対する広報啓発に期待する。

○ 学校における適切な啓発活動の充実

学校における適切な啓発活動の充実のための取組を検討する。(学年に応じた被害防止のための啓発活動、必要な支援が受けられるための情報提供、二次被害防止のための取組など)